

## 足柄駅前広場の設置及び管理に関する条例（案）について

### 1 政策の主旨

- ・足柄駅前広場の利用方法、管理方法等を定めるものです。

### 2 公表するもの

- ・以下の主な条例案を公表し、パブリックコメントを求めるものです。

#### (行為の禁止)

- ・駅前広場において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、町長が認めた行為については、この限りでない。

##### (1) 立竹木の伐採又は植物の採取

##### (2) 土地の形質の変更

##### (3) 鳥獣類の捕獲又は殺傷

##### (4) 他人に被害を及ぼし、又は迷惑をかける恐れのある物品又は動物の類の携行

##### (5) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為

##### (6) その他、施設の管理上支障を及ぼすおそれのある行為

- ・通行路において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、町長が認めた行為については、この限りでない。

##### (1) 車両の駐車

##### (2) 発火、引火若しくは爆発のおそれのある荷物、物品等を積載する車両の通行

##### (3) その他車両の通行を故意に妨げる行為及び工作物又は物件の設置

- ・停車場において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、町長が認めた行為については、この限りでない。

##### (1) 30分を超える停車及び駐車

##### (2) その他車両の停車及び駐車を故意に妨げる行為及び工作物又は物件の設置

#### (利用の禁止又は制限)

- ・町長は、駅前広場の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は工事その他の理由によりその利用ができない場合若しくはやむを得ないと認められる場合においては、駅前広場を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、その利用を禁止し、又は制限することができる。

#### (利用の許可)

- ・駅前広場において、次に掲げる行為のため施設を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

##### (1) 物品の販売又は頒布、募金、演説、宣伝、興業、勧誘その他これらに類する行為

##### (2) 業として写真又は映像の撮影及びその行為のための施設の利用

##### (3) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのための施設の全部又は一部を独占する利用

(4) 工作物又は物件の設置

(5) はり紙、掲示物等による広告物の表示、掲示又は貼付

(6) 上記(1)～(5)のいずれかに類する行為として町長が認めるもの

- ・許可を受けようとする者は、利用の目的、利用の期間、利用する場所又は利用の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。
- ・許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするとき、当該事項を記載した申請書を町長に提出して、その許可を受けなければならない。
- ・町長は、公衆による施設の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、許可を与えることができる。
- ・町長は、施設の利用の許可を求める者が次のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 駅前広場の施設、機能を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められるとき。

(4) 使用料の支払に応じないとき。

(5) その他利用させることが駅前広場の管理上支障があると認められるとき。

- ・町長は、許可に駅前広場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(監督処分)

- ・町長は、許可を受けた者(以下「利用者」という。)の許可の取消しの申請による場合のほか、次のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、変更又は利用を停止することができる。

(1) 利用者が、この条例、この条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 利用者が、虚偽の申請その他不正な手続により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 利用者が、利用の許可の条件に違反したとき。

(4) 利用者が、利用の許可を受けた目的以外に利用したとき。

(5) 災害等緊急時において、町が利用するとき。

(6) その他町長が、駅前広場の管理上又は公益上特に必要があると認めるとき。

- ・町長は、次のいずれかに該当する場合には、利用者に対し、処分をし、必要な措置を命ずることができる。

(1) 駅前広場に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

(2) 駅前広場の保全又は公衆の利用に著しい支障が生じたとき。

(3) 駅前広場の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

- ・上記の監督処分による利用の許可の取消し等により生じた損害については、町長はその責めを負わない。

(使用料)

- ・利用者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。
- ・使用料は、許可をした際徴収する。

- ・期間が長期にわたる利用について、町長は、納期を指定して徴収することができる。

(使用料の減免)

- ・町長は、利用の目的が公益による場合若しくは町長が特に必要と認める場合には、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

- ・既に納付した使用料は返還しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、町長はその全部又は一部を返還することができる。

(1) 利用者が利用の前日までに許可の取消しを申し出たとき。

(2) 利用者が期間満了前に利用を廃止したとき。

(3) 利用者が、天災その他自己の責めに帰することのできない理由によって許可に係る行為を開始し、又は継続することができなくなったとき。

(4) その他町長が特別な理由があると認めるとき。

(原状回復の義務)

- ・利用者は、その利用期間が満了したとき又は利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、駅前広場を速やかに利用前の状態に復さなければならない。ただし、町長の承認を受けたときは、この限りでない。

- ・町長の承認を受けることなく、利用期間満了日又は第7条に規定する処分を受けた日から7日を経過した後も駅前広場に残置された工作物等の物件については、その所有権を放棄したものとみなす。

(違反工作物等に対する措置)

- ・町長は、この条例に定める禁止行為（以下「当該禁止行為」という。）に係る工作物等の除去、移転又は改修、当該禁止行為に係る工事又は作業の中止その他当該禁止行為に係る工作物等又は工事等について、駅前広場における危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- ・町長は、前項の命令に伴う必要な措置を命じられた者がその措置を履行しなかったときその措置を代行して履行することができる。ただし、その履行に係る費用は前項の命令に伴う必要な措置を命じられた者が負担する。

(賠償責任の義務)

- ・故意又は過失により駅前広場を毀損し、又は滅失した者は、速やかに町長に報告し、その指示に従い、かつ、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別な事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(町の免責)

- ・駅前広場の利用に際し、利用者の受けた損害について、町長は、その賠償の責を負わない。ただし、町に過失あるときはその限りではない。

(罰則)

- ・町長は、次のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 行為の禁止に掲げる行為をした者
  - (2) 利用の禁止又は制限による措置が行われている区域で、町長が修繕等の行為を許可した者以外の者の行為
  - (3) 監督処分に従わず、利用を行った利用者
  - (4) 原状回復を行わない利用者
- ・ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

※添付書類

- ・ 足柄駅前広場改修工事平面図

別表

1 第6条第1項又は第3項の許可による使用料

区分	行為等	単位	金額
1	物品の販売又は頒布、募金、演説、宣伝、興業、勧誘 その他これらに類する行為	1日につき	200円
2	業として写真又は映像の撮影及びその行為のための 施設の利用	1日につき	600円
3	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する 催しのための施設の全部又は一部を独占する利用	1日につき	600円
4	工作物又は物件の設置（数えられるもの）	1本1日につき	10円
5	工作物又は物件の設置（規模によるもの）	1㎡1日につき	150円
6	はり紙、掲示物等による広告物の表示、掲示又は貼付	1枚1日につき	5円
7	その他の行為、設置物件	町長がその都度定める	

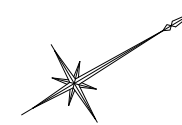
2 第8条第3項の利用による使用料（1月を超える利用）

区分	行為等	単位	金額	
1	工作物又は物件の設置（数えられるもの）	1本1月につき	200円	
2	工作物又は物件の設置（規模によるもの）	1㎡1月につき	3,000円	
3	はり紙、掲示物等による広告物の表示、掲示又は貼付	1枚1月につき	100円	
4	電柱類	電柱	1本1年につき	1,000円
5		電話柱（電柱であるものを除く）		600円
6		支線		100円
7	地下埋設 管類	外径20センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	100円
8		外径20センチメートル以上 40センチメートル未満のもの		200円
9		外径40センチメートル以上のもの		500円

- 1 利用者が入場料等の収入を徴収するときは、当該使用料の4倍の額を使用料とする。
- 2 小山町民及び町内の事業所等に勤務する者並びに町内の事業所等以外の者が利用する場合は、当該使用料の2倍の額とする。
- 3 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 4 使用料が年額で定められているもので、利用期間が1年に満たない場合は、月割として計算する。この場合において、1月に満たない日数は1月とする。
- 5 使用料が月額で定められているもので、利用期間が1月に満たない場合は、1月として計算する。ただし、利用期間が15日以内の場合は、月額の半額とする。
- 6 面積又は長さが別表に定める単位に満たない端数がある場合は、切り上げて計算する。

平 面 図  
駿東郡小山町 竹之下 地内

S = 1 : 250  
( S = 1 : 500 )



凡 例

- 足柄駅前広場
- 通行路
- 停車場
- 歩道

工 事 名	令和元年度 足柄駅前広場改修工事	
工事箇所	駿東郡小山町 竹之下 地内	
図面の種類	平面図	
縮 尺	1:250 ( )内はA3縮小	図面番号 葉中
測量年月日	設計年月日	
静岡県駿東郡小山町		